



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

----- 工場／企業／官庁／会社の

### 雇用に関する同意契約

----- 国 -----に位置する -----  
 ----- (工場／企業／官庁／会社) から (雇用主／管理人) 氏名 -----  
 及び ----- 国 -----に存在する、氏名-----、  
 父親の氏名 -----、年齢 ----- 歳 (国民登録書番号／国民／  
 パスポート／労働者の身分証明書番号) -----、学歴 -----  
 専門分野 ----- である 労働者は、次に記述するとおり、雇用に関する  
 同意契約を ----- 年 ----- 月 -----日 -----  
 -----

場所に、両者の同意で署名し締結する。

#### 1. 職業類

- (a) 職業類 -----
- (b) 地位／職 -----

#### 2. 賃金

日給 -----  
 一括 -----  
 月給 -----  
 支払日 -----

#### 3. 職場の位置

-----国 ----- 州／地区／県 -----



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

町 ----- (区域／ 区／村)

#### 4. 契約期間

-試用期間 ----- 月

-契約期間 ----- 年 ----- 月

-延長期間 ----- 年 ----- 月

-雇用主及び労働者の両者の同意で契約期間を延長できる。

#### 5. 労働時間

一般の労働時間を1日に(8)時間と法律により定める。シフトで行う場合、1日で2シフト又は3シフトで行うこと。一週間で6日と定める。-----

#### 6. 休日、休業及び休暇

休業及び休暇は、現行法律の規定に従うこと。

(a) 休日

一週間に休日(1)日を定め、労働者に有給で休日を与えること。

(b) 休業

祝日及び国際労働者に関する休日は、国家が定めるとおりとする。

(c) 休暇

(1) 緊急休暇

有給で、1年に(6)日

(2) 仕事暦休暇

仕事暦が(12)ヶ月あり、毎月最低勤務日が(20)日間ある場合、平均賃金／給与で(10)日

(3) 治療休暇

有給で、1年に(30)日

(4) 出産休暇



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

社会福祉法に当てはまる者である場合、社会福祉法に従って受ける権利がある。

社会福祉法に当てはまらない者である場合、出産前(6)週間及び出産後(6)週間を有給休暇で受けられる。

## 7. 残業期間

- (a) 雇用主及び労働者と相談して1日に ----- 時間で、1週間に -----日、合計----- 時間を法律の許可で行うことができる。
- (b) 残業賃金/給与は、通常賃金/給与の ----- 倍、支払わなければならない。
- (c) 休日/休業に、雇用主は（事業性により）、業務を行わせる場合、通常の給料の -----倍、支払わなければならない。

## 8. 工作中的の食事の手配

雇用主は（朝/昼/晩/残業前の菓子代）を手配する。

## 9. 住宅の手配

- (a) 雇用主が手配する
- (b) 労働者が自ら手配する

## 10. 治療

- (a) 雇用主は次の選択で治療する。
  - (1) 職場における傷害
  - (2) 職場における病気
  - (3) 一般の病気
- (b) 社会福祉法と関わるので、治療する

## 11. 職場への送迎車の手配及び出張

- (a) 職場への送迎車の手配



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

- (1) 自らの手配
- (2) 雇用主の手配
- (3) 交通費の手配

(b) 出張

- (1) 海外の費用(雇用主／自ら)で負担する
- (2) 交通費(雇用主／自ら)で負担する

12. 労働者が必ず守らなければならない規則

- (a) 工場、企業、官庁、会社の事業性、職業類により労働者が守る規則、規定などを、雇用主が労働者管理局の調整で、必要に応じて公布しなければならない。
- (b) 国外からミャンマー国に勤務する外国人労働者及び、これらの家族はミャンマー国の法律を尊敬し守らなければならない。ミャンマー国の内政についてはできない。
- (c) 職場で継続して勤務しない場合、雇用主が指定する場所から、(7)日間以内に離れなければならない。

13. 契約の停止

下記の条件で契約を停止できる。

雇用主

- (1) 労働者の契約期間の終了
- (2) 企業の解散
- (3) 予測不可能な事情による事業の停止

労働者

- (1) 規則の不遵守
- (2) 労働者の死亡
- (3) 労働者が犯罪を犯し刑罰に処せられた場合

14. 義務



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

(a) 雇用主及び労働者の間に紛争事件が生じた場合、1929年貿易紛争法により、解決しなければならない。

(b) 雇用主の義務

(1) 雇用主が契約違反をする(又は)義務を怠ることが生じた場合、労働者に補償金を支払わなければならない。

(2) 労働者が犯罪を犯していないにもかかわらず解雇する場合、補償金を与えなければならない。

(3) 職場における傷害による身体損害／死亡が生じた場合、適切な補償金を与えなければならない。

(4) 賃金を月末の日から翌月の(5)日までに、遅滞なく支払わなければならない。この日が毎週の休日(又は)祝日にあたる場合、この日の前日に支払わなければならない。給与の増加を事業の利益に基づいて、雇用主及び労働者は調停して行うこと。

(c) 労働者の義務

(1) 労働者は契約に記載する義務及び規則を犯した場合、解雇される。

(2) 労働者は、破壊した物の価格を賠償しなければならない。また、解雇される。

(3) 労働者が、破壊につき過失(及び)義務の懈怠がある場合、物の価格を賠償しなければならない。また、解雇される。

15. 雇用に関する同意契約を雇用主及び労働者が同意で解除する

雇用主側又は労働者側から、雇用に関する同意契約を、何らかの原因で継続しない場合、希望がある側から、1か月前に書面で調停しなければならない。

16. 他の事項

自然災害及びやむをえない危険と遭遇した場合、雇用主は労働者のために必要な手配をしなければならない。

17. 契約の条件の制定、改正、追加すること

雇用主は、規則条件のいかなる部分でも、制定、改正、追加を希望する場合、労



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

働者と相談して同意を得た後、各労働者に署名させて、労働者管理局の調整で行うこと。

18. 雑則

契約に記述していない他の事項は、現行法に従わなければならない。

労働者の署名

管理人／雇用主の署名

(又は)

左親指の拇印

氏名 .....

氏名 .....

父親の氏名 .....

地位 .....

生年月日 .....

事業／官庁 .....

学歴 .....

.....

住所 .....

位置 .....

.....

.....

.....

.....

契約を結ぶ日付 .....



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

我々の面前で

委員

会長

秘書

**【仮訳】** キャストコンサルティング（ミャンマー）有限会社,

(担当) Shwe Witt Yee, Thu Zar Mon